

■ 本校におけるきまりなどを改定することについて

- 学校生活における、諸君と学校の間決められているきまりや約束などは「生徒手帳」に記載されている。
- これらの改訂を希望する場合は、以下のような手順が考えられる。
  - ① 生徒が改正案を学校に提案する場合、評議会と総会の議決を必要とする。
  - ② 評議会の開催方法については、「8 京都市立堀川高等学校 第5章 評議会」による。  
生徒は、自分のクラスの評議員や担任の先生に相談し、その相談内容を学校生活部の生徒会指導担当教員に伝え、提案内容について協議・確認する。  
(この段階で十分な内容でなければ、内容について生徒と教員で繰り返し相談し、修正等を行う)
  - ③ 協議・確認の上、提案できる状態になったら、各クラスの評議員によりクラス内での確認を行い、評議会にて改正案の審議を行い、議決を取る。
  - ④ 評議会でも可決後、生徒総会にて審議を行い、議決を取り、可決後「改正案」を学校に提案する。
  - ⑤ 教職員で「改正案」について議論を行い、内容が十分と認められたら、校長が承認する。